

吸收合併に係る事前備置書面

(吸收合併存続会社 : 会社法第 794 条に定める事前備置書面)

(吸收合併消滅会社 : 会社法第 782 条に定める事前備置書面)

2025 年 8 月 14 日

株式会社ケーユーホールディングス

株式会社 R S ケーユー

2025年8月14日

吸收合併に係る事前備置書面

東京都町田市鶴間八丁目17番1号
株式会社ケーユーホールディングス
代表取締役社長 板東 徹行

神奈川県相模原市南区相模大野一丁目35番2号
株式会社R S ケーユー
代表取締役社長 板東 徹行

株式会社ケーユーホールディングスと株式会社R S ケーユーとは、2025年8月13日付で締結した吸收合併契約書に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、株式会社ケーユーホールディングスを吸收合併存続会社、株式会社R S ケーユーを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下、「本吸收合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸收合併に関し、下記のとおり、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第792条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項を記載した書面を両当事者の本店に備え置きます。

なお、本吸收合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては、会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては、会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸收合併契約の内容
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

なお、吸収合併消滅会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書、半期報告書を関東財務局に提出しています。

最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)により閲覧が可能です。

吸収合併存続会社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日以降の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本吸収合併効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断しています。

7. 本書面の備置開始日から本吸収合併が効力を生じる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

吸收合併契約書

株式会社R S ケーユー

株式会社ケーユーホールディングス



吸收合併契約

株式会社 RS ケーユー（以下、「甲」という）と株式会社ケーユーホールディングス（以下、「乙」という）とは、本日、以下のとおり合意した。

（目的及び当事会社）

第1条 甲乙は、甲を消滅会社とし、乙を存続会社として、本契約に従い吸收合併（以下、「本合併」という）をする。

2 甲乙の商号及び住所は、下記のとおりであることを確認する。

記

消滅会社（甲）：商号 株式会社 RS ケーユー 住所 神奈川県相模原市南区相模大野一丁目 35 番 2 号

存続会社（乙）：商号 株式会社ケーユーホールディングス 住所 東京都町田市鶴間八丁目 17 番 1 号

（合併の対価）

第2条 乙は、本合併に際して、甲の株主に対して、乙の有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額）

第3条 本合併により増加する資本金及び準備金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 増加する資本金の額 | 0 円 |
| (2) 増加する資本準備金の額 | 0 円 |
| (3) 増加する利益準備金の額 | 0 円 |

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（本契約において「効力発生日」という）は、2025 年 10 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行その他の事由に応じて必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

（合併承認）

第5条 甲は本合併が略式合併であることから、2025 年 8 月 13 日に、甲の取締役の過半数の決定により、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続の進行その他の事由に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、当該決定の期日を変更することができる。

(財産の引継)

第6条 甲は、効力発生日の前日現在の資産、負債その他の権利義務の一切を、効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

2 甲は、効力発生日の前日現在の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、乙に交付する。

(善管注意義務)

第7条 甲乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議してこれを行いうものとする。

(合併条件の変更及び解除)

第8条 甲乙は、それぞれ相手方につき次の各号に定める事由（以下、「解除事由」という）が生じたときは、協議の上、本契約に定める合併条件を変更することができるものとし、合理的な努力の結果にもかかわらず協議が調わず、かつ、相手方の解除事由が解消していない場合、相手方に意思表示をすることにより本契約を解除することができる。

- (1)本契約締結日から効力発生日までの間において、財産状態、損益見込、又は経営状態に重大な変更が生じたこと（本契約において明白に許容された事項及び相手方当事者が承諾した事項を除く）
- (2)本契約締結日から効力発生日までの間において、重大な瑕疵が発見されたこと
- (3)本契約に定める義務の違反がなされたこと

(解除条件)

第9条 本契約は、本合併の効力発生日の前日までに、甲の取締役の過半数による決定及び法令に基づく官公庁の許認可の取得（必要な場合に限る）がなされないときは、効力を生じないものとする。

(誠実協議)

第10条 本契約に定めなき事項及び本契約の規定の解釈につき疑義ある事項については、甲乙誠実に協議して決する。

以上の合意成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

2025年8月13日

神奈川県相模原市南区相模大野一丁目35番2号
甲：株式会社 RS ケーユー
代表取締役社長 板東 徹行



東京都町田市鶴間八丁目17番1号
乙：株式会社ケーユーホールディングス
代表取締役社長 板東 徹行



第13期事業報告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社R S ケーユー

神奈川県相模原市南区相模大野1丁目35番2号

事業報告

〔 2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで 〕

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、賃金上昇は続いているものの農産物を中心とした価格上昇による個人消費の伸び悩み、鉱工業生産指数は弱い動きが見られる一方で、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加、インバウンド需要の増加により、一部で足踏みするものの緩やかに回復しております。

今後の景気動向については、継続する地政学リスクの高まりや米国の相互関税政策が世界経済に与える影響が大きく、主に自動車関連の企業業績の下振れリスクが懸念されております。

自動車販売業界におきましては、年度を通しての軽自動車を含めた新車の登録台数は、456 万台（前期比 1.0%増加）となりました。国産中古車マーケットにつきましては、軽自動車を含めた中古車登録台数は 645 万台（同 0.2%増加）、外国メーカー車の新車登録台数は、23 万台（同 6.0%減少）となりました。

販売の状況

(単位：百万円)

期 別	第 12 期			第 13 期		
	(2024 年 3 月期)			(2025 年 3 月期)		
商品別	台数	売上高	構成比	台数	売上高	構成比
新車小売	6 台	19	30.8%	—	—	—
新車卸売	5 台	13	20.8%	—	—	—
中古車小売	4 台	7	12.3%	—	—	—
中古車卸売	7 台	6	11.1%	—	—	—
車両売上高	22 台	147	75.0%	—	—	—
修理売上高	—	13	21.7%	—	—	—
手数料収入	—	2	3.3%	—	—	—
合計	—	63	100.0%	—	—	—

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

(2) 設備投資

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、2023 年 6 月 30 日をもって、ハーレーダビッドソン事業を譲渡いたしました。

3. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

年 度	第 10 期 2022 年 3 月期	第 11 期 2023 年 3 月期	第 12 期 2024 年 3 月期	第 13 期 2025 年 3 月期
売上台数	67 台	62 台	22 台	—
売上高	201	201	63	—
売上総利益	79	73	18	—
営業利益 (△損失)	3	△4	0	△0
経常利益 (△損失)	4	△4	11	0
当期純利益 (△損失)	5	△4	21	△0
1 株当たり当期純利益 (△損失)	54,554 円 84 銭	△47,290 円 40 銭	213,062 円 88 銭	△1,125 円 22 銭
総資産	188	192	159	150
純資産	133	128	149	149
1 株当たり純資産	1,333,976 円 40 銭	1,286,686 円 00 銭	1,499,748 円 88 銭	1,498,623 円 66 銭

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

4. 対処すべき課題

該当事項はありません。

5. 主要な事業内容

該当事項はありません。

6. 主要な事業所及び使用人の状況

(1) 主要な営業所

該当事項はありません。

(2) 使用人の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	—	—	—	—
女子	—	—	—	—
合計又は平均	—	—	—	—

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は株式会社ケーユーホールディングスであり、同社は当社の株式を 100 株 (出資比率 100.0%) 保有しております。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケーユー ホールディングス	100 百万円	100.0%	子会社に対する販売店舗の賃貸、経営指導、および業務受託

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第 459 条第 1 項）があるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

10. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 400 株
2. 発行済株式の総数 普通株式 100 株
3. 当事業年度末の株主数 1 名
4. 上位 10 名の株主

株主名	持株数	議決権比率
株式会社ケーユーホールディングス	100 株	100.0%

III. 新株予約権等に関する事項

1. 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
該当事項はありません。
2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 当社の会社役員に関する事項

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
板 東 徹 行	代表取締役社長	株式会社ケーユーホールディングス 代表取締役社長 株式会社シュテルン世田谷 代表取締役社長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役社長
井 上 久 尚	取 締 役	株式会社ケーユーホールディングス 代表取締役副社長 株式会社ケーユー 代表取締役社長
稻 垣 正 義	取 締 役	株式会社ケーユーホールディングス 取締役専務執行役員
萩 原 博 文	監 査 役	—

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2025年3月 31日 現在

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	143	未払法人税等	0
未収入金	6		
未収法人税等	0		
【固定資産】	【-】	【固定負債】	【-】
		負債合計	0
		純資産の部	
		【株主資本】	【149】
		[資本金]	(5)
		[資本剰余金]	(159)
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	154
		[利益剰余金]	(△14)
		その他利益剰余金	△14
		繰越利益剰余金	△14
		純資産合計	149
資産合計	150	負債・純資産合計	150

損益計算書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月 31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		—
売上原価		—
売上総利益		—
販売費及び一般管理費		0
営業利益		△0
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
その他	0	0
経常利益		0
税引前当期純利益		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期純利益		△0

株主資本等変動計算書

自 2024年4月 1日

至 2025年3月 31日

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金
2023年4月1日残高	5	5	154	159	△14	△14
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△0	△0
2024年3月31日残高	5	5	154	159	△14	△14

	株主資本 合 計	純資産 合 計
2023年4月1日残高	149	149
事業年度中の変動額	—	—
剰余金の配当	—	—
当期純利益	△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—
事業年度中の変動額合計	△0	△0
2024年3月31日残高	149	149

個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

イ. 新車	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ロ. 中古車	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ハ. 材料	移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②仕掛品

②仕掛品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
------	--

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

ソフトウェア　社内における利用可能期間（5年）による定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上方法

①貸倒引当金

期末債権の貸倒による損失に備える為、一般債権について法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係わる債務

該当事項はありません。

(2) 支配株主に対する債権・債務

該当事項はありません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

該当事項はありません。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 支配株主との取引高

①支配株主への支払手数料等	－百万円
②支配株主への支払地代家賃	－百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式 100 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	16 百万円
繰延税金資産小計	16 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 16 百万円
評価性引当額小計	△ 16 百万円
繰延税金資産合計	－

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率 34.1%

(調整)

評価性引当額の増減 △34.1

均等割による影響 266.8

税効果会計適用後の法人税等の負担率 266.8%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株あたり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,498,623 円 66 銭

(2) 1株当たり当期純損失 △1,125 円 22 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

〔監査役の監査報告書〕

監査報告書

監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査等委員、その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月26日

株式会社RSケーユー

監査役 萩原博文